

2 文科教第 2 5 7 号
令和 2 年 6 月 2 4 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山 崎 雅 男

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅 田 和 伸

(印影印刷)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
の公布及び一部の規定の施行等について（通知）

この度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）」が公布され、一部の規定が令和 2 年 6 月 19 日に施行されたこと等を受け、別添 1 及び別添 2 のとおり、国土交通省より、各地方運輸局経由により都道府県及び市町村バリアフリー担当部局宛での通知が发出されております。

今般の改正法においては、新たに、文部科学省関連として、下記の通り、①高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する「心のバリアフリー」教育の推進（令和2年6月19日施行）、及び②「特別特定建築物」の範囲を拡大するものとして、バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校を追加するための規定の整備（令和3年4月1日施行）が盛り込まれました。①に係る概要は下記のとおりですので、御了知のほどお願いします。また、改正法等の詳細については、別添の通知の添付資料を御確認ください。さらに、②に係る詳細は、関係する政令が制定・公布された際に、改めて各学校設置者に通知する予定ですが、改正法等の趣旨を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を一層推進するようお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、各国公立大学・各公立短期大学におかれては、学内及び附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

なお、本件に関して御不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する教育の推進（令和2年6月19日施行）について

- 国土交通省が所管する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「法」という。）は、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させるため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するためのものです。今般、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成を受け、ハード面のバリアフリー化とともに、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するための法改正が行われました。
- 具体的には、本法律では、国が定める「基本方針」に定める指針を踏まえ、市町村が具体的なバリアフリー化に資する事業等を盛り込む「基本構想」を策定することとされています。これまで、法律では、公共施設、道路、建築物等に係る6つの「特定事業」が、「基本構想」に盛り込むメニューとして規定されていましたが、今般の法改正で、新たに「教育啓発特定事業」が創設され、国土交通大臣とともに当該事業を推進する主務大臣として文部科学大臣が位置付けられました（「特定事業」については、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとされています）。

- 「教育啓発特定事業」は、市町村や施設設置管理者（公共交通事業者など）が実施する事業で、移動等円滑化の促進に関する児童、生徒及び学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動、又は、移動等円滑化の促進に関する住民等に対する啓発活動が該当します。この事業を実施しようとする市町村は、予め法に基づく「基本構想」の中に「教育啓発特定事業」を位置づけ、事業計画を策定する必要があり、その際には学校の教育活動との調和や、教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象となる学校と、十分に事前に協議等を行うこととされています。

<教育啓発特定事業での取組例>

- **イ号事業（法第2条第29号イ）** ※学校教育法第1条に基づく学校が対象

移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

（例）学校の間を活用した市町村等主催のバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催 等

- **ロ号事業（法第2条第29号ロ）** ※イ号以外の事業を想定

移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

（例）障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催 等

※国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版」において、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」に関する取組例が記載されています（参照：p23等）。

2. バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校を追加するための規定の整備等について（令和3年4月1日施行）

（1）想定される義務付け等について

- 今般の改正では、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加するための規定が整備されました。このことにより、今後制定される政令において、公立小中学校が特別特定建築物に新たに位置付けられる予定であり、施行日以降に新築等される公立小中学校については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課されることが想定されています。

※ 義務付け内容及び対象学校種の詳細については、政令により決定します。

※ 特別特定建築物に位置付けられない学校についても、引き続き、新築等を行うときには、バリアフリー基準に適合させるよう努める必要があります。

なお、これまでも条例により、公立小中学校も含め学校を義務付けの対象として拡大している地方公共団体もありますが、今後も、義務付けの対象でない学校について地方公共団体の条例により義務付けの対象に追加すること等が可能であることに留意してください。

- ※ 改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれました（別添3）。

(2) バリアフリー化の推進について

- 学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようにする必要があると同時に、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての役割も果たすことから、従来から、指針等により、高齢者、障害者等の利用にも配慮したバリアフリー化の計画的な整備をお願いしてきたところです。
- 文部科学省では、今後、公立小中学校の施設を中心に、バリアフリー化の実態を調査し、それを踏まえ、目標設定について検討するとともに、学校施設のバリアフリー化の重要性や整備における留意点等を取りまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部)の見直しに向けた検討等を進めていくこととしています。
また、引き続き国庫補助による財政支援を図るなど、学校設置者の取組が進むよう支援することとしています（別添4）。
 - ※ 調査は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、夏ごろに実施予定です。
 - ※ 学校施設バリアフリー化推進指針では、学校施設のバリアフリー化に関して、各学校設置者は、適切な整備目標の設定や合理的な整備計画を策定するとともに、同計画に基づき計画的な整備を行うことの重要性を指摘しています。
- 各学校設置者におかれては、改正法の趣旨や附帯決議等を踏まえ、障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用に支障が生じることのないよう、所管する学校施設のバリアフリー化の状況を把握し、バリアフリー化に関する整備計画を策定するとともに、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、学校施設のバリアフリー化の計画的な整備を一層推進するようお願いします。

(添付資料)

・別添1【①及び②関係】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示の施行について」(国総安政第19号 令和2年6月19日 国土交通省総合政策局長通知)

※添付資料：改正法新旧対照表（添付省略）

基本方針改正に係る告示及び新旧対照表（添付省略）

・別添2 【①関係】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について（国総安政第20号 令和2年6月19日 国土交通省総合政策局長通知）

※添付資料：地域公共交通バリアフリー化調査事業交付要綱及び実施要項（添付省略）

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想に関するガイドライン追補版（添付省略）

移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法（添付省略）

・別添3 【②関係】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 附帯決議（抜粋）」

・別添4 【②関係】

「学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助事業の概要」

【本件担当】

（教育活動に関する部分）

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室 障害者学習支援第二係

電 話：03-6734-3613 E-mail：sst@mext.go.jp

（学校施設のバリアフリー化に関する部分）

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電 話：03-6734-2291 E-mail：sisetuki@mext.go.jp

国総安政第 19 号
令和 2 年 6 月 19 日

省内関係局長 殿
各地方整備局長 殿
各地方運輸局長 殿
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省
総合政策局長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 5 月 20 日に公布されたところですが、今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 191 号）により、改正法の規定の一部が令和 2 年 6 月 19 日（他の規定は令和 3 年 4 月 1 日）から施行されました。

また、改正法の施行を踏まえ、移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号）が施行されました。改正法及び告示改正の概要及び施行日は、下記(1)及び(2)のとおりです。

なお、改正法のうち令和 3 年 4 月 1 日施行分に係る政省令及び告示の改正については、現在検討中であり、追ってご連絡いたします。

本省関係局長におかれましては関係事業者等へ、各地方整備局長におかれましては管内の関係事業者等へ、各地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）におかれましては管内の地方公共団体及び関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【周知事項】

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号）の概要

※添付資料：改正バリアフリー法新旧対照表（別添①）

(2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号）の概要

※添付資料：改正バリアフリー基本方針本文（別添②）及び改正バリアフリー基本方針新旧対照表（別添③）

記

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の概要

※あわせて、別添①「改正バリアフリー法新旧対照表」をご参照ください。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）

【改正の概要】

① 国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度の整備

一 目的規定の拡充

この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加するものとする。（第一条関係）

二 移動等円滑化の促進に関する基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項の拡充

1 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項並びに移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項を追加するものとする。（第三条第二項第五号及び第六号関係）

2 市町村が作成する移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項を追加するものとする。（第二十四条の二第二項第三号関係）

三 教育啓発特定事業の創設

1 この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村又は施設設置管理者（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいうものとする。（第二条第二十九号関係）

(1) 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(2) 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（(1)に掲げる事業を除く。）

2 基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。（第三十六条の二関係）

3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者等の意見を聴かなければならないものとし、教

育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者等に送付しなければならないものとする。

四 移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加するものとする。(第五十四条第一項及び第二項関係)

② 国の援助及び情報提供の確保に関する規定の整備

一 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならないものとする。(第五十二条関係)

二 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第五十二条の三第二項関係)

③ 高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備

一 この法律において「高齢者障害者等用施設等」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいうものとする。(第二条第四号関係)

二 国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するものとする。(第四条第二項及び第七条関係)

三 施設設置管理者は、その管理等する新設旅客施設等、新設特定道路等、新設特定道路外駐車場、新設特定公園施設又は新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないものとする。(第八条第七項、第十条第八項、第十一条第六項、第十三条第七項及び第十四条第七項関係)

④ 旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設

一 この法律において「旅客特定車両停留施設」とは、道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいうものとする。(第二条第十二号関係)

二 道路管理者は、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

るとともに、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第十条第一項及び第三項関係)

三 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第十条第四項関係)

四 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設において、高齢者、障害者等に対する誘導その他の支援、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供及び移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練を行うよう努めなければならないものとする。(第十条第五項から第七項まで関係)

⑤ 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大するものとする。(第二条第十九号関係)

⑥ 公共交通事業者等及び道路管理者が講ずべき措置の拡充

一 新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準

1 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないものとする。(第八条第二項及び第十条第三項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設等（新設旅客施設等を除く。）又は旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならないものとする。(第八条第三項及び第十条第四項関係)

3 主務大臣は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について1の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。(第九条第三項関係)

二 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎの円滑化

1 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。2において同じ。）は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、移動等円滑化のための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第八条第八項及び第十条第九項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者が他の公共交通事業者等又は道路管理者に対し1の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等又は道路管理者は、当該措置により旅客施設又は旅客特定車両停留施設の有する機能に著

しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに
応じなければならないものとする。(第八条第九項及び第十条第十項関係)

三 主務大臣は、③の三並びに⑥の一の1及び2に関する措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。(第九条の二第二号及び第六号関係)

【施行日】

- ・令和2年6月19日…①、②
- ・令和3年4月1日…③、④、⑤、⑥

(2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）の概要

※あわせて、「改正バリアフリー基本方針本文」（別添②）及び「改正バリアフリー基本方針新旧対照表」（別添③）をご参照ください。

○移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）

【改正の概要】（※）は改正法関係）

一 移動等円滑化の意義及び目標

◎「高齢者、障害者等」の範囲

「高齢者、障害者等」に、高齢者及び障害者（身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者を含む。）に加え、妊産婦等が含まれることを明確化

二 施設設置管理者が講ずべき措置（改正なし）

三 移動等円滑化促進方針の指針

◎ 移動等円滑化の促進の意義

- ・ 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を記載

◎ 移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保（※法第3条第2項第3号ニ関係）

- ・ 移動等円滑化促進方針において、「住民等の理解の増進及び協力の確保」に関する事項として以下を記載する旨を記載
 - ① 「心のバリアフリー」の必要性、重要性等、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民等の理解の増進及び協力の確保が果たす役割
 - ② 市町村、施設設置管理者、住民・利用者等、関係者の理解の増進及び協力の確保に係る取組の具体的な内容
- ・ 上記の事項について、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、移動等円滑化促進地区外で行うものや、移動等円滑化促進地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載

四 基本構想の指針

◎ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・ 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載【再掲】
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】

◎ 教育啓発特定事業（※法第2条第29号及び法第36条の2関係）

- ・ 重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載
- ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）と連携して行うことが可能である旨を記載
- ・ 学校と連携して行う教育啓発特定事業（法第2条第29号イ）については、基本構想作成時に学校と事前に協議するとともに、特定事業計画作成時に学校の意見を十分に聞くことが重要である旨を記載

五 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保（※法第3条第2項第5号関係）

◎ 心のバリアフリーの定義及び取組に当たっての留意事項

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組について、ユニバーサルデザイン2020行動計画で示されたポイント（①「障害の社会モデル」を理解すること、②不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないよう徹底すること、③多様な他者とのコミュニケーション力を養い、困難や痛みを想像・共感する力を培うこと）を踏まえて推進することが重要である旨を記載

◎ 関係者の基本的な役割

国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民、それぞれの関係者の基本的な役割を記載

六 移動等円滑化に関する情報提供（※法第3条第2項第5号及び法第52条の3関係）

◎ 移動等円滑化に関する情報提供の重要性

移動経路又は移動手段や利用可能施設の選択に当たり、バリアフリーに関する情報の取得が不可欠であるとともに、災害時における安全確保の観点からも情報提供に関する環境整備が必要である旨を記載

◎ 観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を的確に把握できる環境整備が必要。このため、宿泊施設、飲食店等の観光施設について、用具の備付け、バリアフリー情報の提供等の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備し、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示することを可能とするとともに、さらに民間のネットワーク等を活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する旨を記載

七 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項

◎ 国の責務及び講ずべき措置（※法第 52 条関係）

国は、バリアフリー教室の開催等の経験を活用し、移動等円滑化促進方針や基本構想の作成手法や、地方公共団体が国に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体に対して、助言、指導その他の必要な援助を行う旨を記載

国総安政第 20 号
令和 2 年 6 月 19 日

省内関係局長 殿
各地方整備局長 殿
各地方運輸局長 殿
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省
総合政策局長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）の一部の施行については、令和 2 年 6 月 19 日付け国総安政第 19 号をもって国土交通省総合政策局長より通知したところですが、あわせて、令和 2 年 6 月 19 日から施行された改正法に関連して、基本構想に記載する特定事業の種類として追加された「教育啓発特定事業」の実施にあたり参考となる情報や、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る各種支援措置等を下記(1)から(7)のとおりまとめましたので、周知いたします。

本省関係局長におかれましては関係事業者等へ、各地方整備局長におかれましては管内の関係事業者等へ、各地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）におかれましては管内の都道府県及び関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、各地方運輸局長におかれましては、管内の都道府県に情報提供を行う際には、バリアフリー法第 24 条の 2 第 9 項（同法第 25 条第 10 項の規定において準用する場合を含む。）において、移動等円滑化促進方針及び基本構想について、市町村の求めに応じて広域的な見地から必要な助言その他の援助を行うことが都道府県の責務として規定されていること等を踏まえ、本通知を踏まえて市町村に必要な援助を行うとともに、各市町村に対しても、別添の通知に記載の内容を周知するよう申し添えていただきますようお願いいたします。

【周知事項】

- (1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成について
- (2) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例
- (3) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等
- (4) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る財政措置等
- (5) 「教育啓発特定事業」の実施に係る財政措置等
- (6) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版（別添①）
- (7) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法（別添②）

※なお、関係事業者等に関しては、上記の周知事項のうち(2)・(3)及び(6)が関係事項となりますので、当該部分について周知いただきますようお願いいたします。

記

(1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成について

移動等円滑化促進方針及び基本構想(以下「移動等円滑化促進方針等」という。)は、地域における面的かつ一体的なバリアフリー化を促進するために市町村が計画を作成する制度です。

高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動等の連続性を確保するため、バリアフリー法第 24 条の 2 及び第 25 条においては移動等円滑化促進方針等の作成が市町村の努力義務として規定されていることから、未作成の市町村においては、本通知を参考に移動等円滑化促進方針等の作成に努めていただくようお願いいたします。なお、既に基本構想を作成している市町村においても、既に定められている重点整備地区の内外について、移動等円滑化促進方針の作成に努めることとされています。

また、移動等円滑化促進方針等については、バリアフリー法第 24 条の 3 及び第 25 条の 2 の規定により、おおむね 5 年ごとに地区内の移動等円滑化の状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて見直すこととされています。このスパイラルアップのプロセスを通じ、既存の移動等円滑化促進方針等の内容をより充実したものとするとともに、未作成の移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成に着手するようお願いいたします。

なお、移動等円滑化促進方針及び基本構想を一の計画として一体的に作成することも可能ですので、地域の実情に応じて作成を進めていただくようお願いいたします。

さらに、バリアフリー法第 24 条の 5 及び第 27 条において、施設設置管理者等や高齢者、障害者等の住民は、市町村に対して移動等円滑化促進方針等の作成又は変更を提案することができることとされています。移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号)の三 1 (2) ⑤及び四 1 (3) ⑥において、移動等円滑化促進方針等について「作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、(中略)作成等の必要性を判断する機会と捉え、(中略)作成等について積極的な検討を行うことが求められる。」とされていることから、各市町村においては、移動等円滑化促進方針等の作成等に係る提案を受理するための窓口設置に努めるとともに、実際に提案を受けた場合には、その内容だけでなく提案に至る背景についても十分に確認し、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去に向けた積極的な検討に努めていただくようお願いいたします。

なお、提案を受け検討した結果、移動等円滑化促進方針等の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、法第 24 条の 5 第 2 項及び第 27 条第 2 項に基づきその理由を公表する必要があります。

(2) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

移動等円滑化促進方針及び基本構想に関し、今般の改正法により、移動等円滑化促進方針については記載事項に「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」が追加され、基本構想については記載する特定事業の類型として「教育啓発特定事業」が追加されました。

1 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容

移動等円滑化促進方針においては、今般の改正法により「移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項」について定めることとなりました。

記載すべき内容は概ね以下のとおりですが、詳細は基本方針をご確認ください。

① 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割に関し、以下を記載することが望ましいです。

- ・ 移動等円滑化促進地区の面的なバリアフリー化の実現のための住民その他の関係者の理解及び協力の必要性
- ・ 市町村や施設設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動等を行うことの重要性

② 住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組について、以下のように、関係者ごとに、可能な限り具体的に記載することが望ましいです。なお、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

(ア) 児童、生徒等に対するバリアフリー教室や住民向けのバリアフリーに関するセミナーの開催等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する市町村の取組の内容

(イ) 施設や車両等の利用者に対する優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮についての啓発活動の実施等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する施設設置管理者の取組の内容

(ウ) バリアフリー教室への参加等、住民並びに施設及び車両等の利用者等の取組の内容

<留意事項>

改正法第1条の規定の施行（令和2年6月19日）の際現に改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第1項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が令和2年6月19日以後最初に変更されるまでの間は、上記1①及び②の内容を定めないことが

できます。（改正法附則第2条第1項）

2 基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

今般の改正法により創設された「教育啓発特定事業」には以下の二類型が存在し、事業の実施主体はいずれも市町村又は施設設置管理者です。なお、施設設置管理者には、公共交通事業者等のみならず、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等が含まれることから、例えば、重点整備地区内に事務所や施設を有する企業等が実施する取組を教育啓発特定事業として記載することも可能です。

また、教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

① イ号事業（法第2条第29号イ）

移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

<想定される内容>

- ・学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ・旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等

<留意事項>

教育啓発特定事業のうちイ号事業を基本構想に記載するにあたっては、学校の教育活動との調和や、教職員への過大な業務負担の防止を図るため、事業主体のみならず、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要です。

また、事業の実施計画である教育啓発特定事業計画を事業主体が定めようとする場合も、関係する市町村及び施設設置管理者に加え、学校の意見を聴かなければならないことが、法第36条の2第3項において規定されています。

② ロ号事業（法第2条第29号ロ）

移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

<想定される内容>

- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等

(3) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等

「心のバリアフリー」に関し、国土交通省では下記のようなハンドブックやガイドラインを発行しています。

移動等円滑化促進方針において「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項を記載する際、基本構想において「教育啓発特定事業」を位置付ける際又は実際に取組を行う際には、これらのハンドブック等をぜひご活用ください。

- ・ 障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック
<http://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>
(教師用解説書)
<http://www.mlit.go.jp/common/001250068.pdf>
- ・ 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック
<http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>
- ・ 公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000143.html
- ・ 交通事業者向け接遇研修モデルプログラム
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html
- ・ 観光関係者向け「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」(ホテル/旅館等)
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000352.html

以上に挙げたものの他にも、国土交通省ホームページ上に各種キャンペーンに関するポスター等を掲載しております。

(国土交通省総合政策局安心生活政策課ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

(4) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る財政措置等

国土交通省では、地域公共交通バリアフリー化調査事業として、移動等円滑化促進方針及び基本構想(以下「移動等円滑化促進方針等」という。)の作成に係る経費の支援を行っており、移動等円滑化促進方針等の作成及び見直しにあたって活用いただくことが可能です。特に、基本構想の作成に係る支援措置は令和2年度から新設されたものであり、教育啓発特定事業と公共交通特定事業を定め、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指す基本構想について補助を行うこととしております。

地域公共交通バリアフリー化調査事業に係る交付要綱及び実施要領については以下のウェブサイトに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

なお、移動等円滑化促進方針等の作成に要する経費については、普通交付税措置が講じられております。

(5) 「教育啓発特定事業」の実施に係る財政措置等

各市町村においては、積極的に教育啓発特定事業を記載した基本構想を作成し、事業を実施いただくようお願いします。

なお、当該事業の実施に要する経費については、今年度より普通交付税措置が講じられることとなっております。

また、教育啓発特定事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定に基づく地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）として市町村が開催する障害者の理解を深めるための教室や講演会等に対する厚生労働省の支援スキームを活用することが可能です。

(6) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版

国土交通省では、移動等円滑化促進方針や基本構想を作成しようとする場合に、参考となるガイドラインを作成しています。今般、改正法により強化された移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の記載事例等を盛り込んだガイドラインの追補版を新たに作成しましたので、ガイドライン本体と合わせて別添①をご参照ください。

・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

(7) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法

市町村が移動等円滑化促進方針又は基本構想を作成した場合は、遅滞なく公表するとともに、主務大臣、都道府県、関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付する必要があります。

主務大臣への提出方法の詳細については、別添②をご参照ください。なお、この提出方法については以下のウェブサイトにも掲載しております。

・移動等円滑化促進方針・基本構想の提出手続き

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000029.html

都道府県におかれましては、各都道府県への提出方法について、各都道府県のウェブサイト等に掲載する等の方法により、管内の市町村へ周知をお願いします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助事業の概要

公立学校施設

【公立学校施設整備費負担金】【学校施設環境改善交付金】

新增改築事業

1. 対象
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園
2. 算定割合
新築・増築：負担割合 1／2 （幼稚園の場合は1／3）
改築：算定割合 1／3
3. 工事内容
公立学校施設を新築、増築、改築するに伴いバリアフリー化する場合に合わせて補助対象

【学校施設環境改善交付金】

大規模改造事業（障害児等対策）

1. 対象
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園
2. 算定割合
1／3
3. 工事内容
エレベータ、自動ドア、スロープ等を設置する工事等のバリアフリー化のための工事

国立学校施設

【国立大学法人施設整備費補助金】

【国立大学法人先端研究等施設整備費補助金】

【独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金】

1. 対象
各国立大学法人（附属学校を含む）
各大学共同利用機関法人
各国立高等専門学校
2. 補助率
定額

私立学校施設

【私立学校施設整備費補助金】

1. 対象
私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く）
2. 補助率
小学校～高等学校等、専修学校（高等課程） 1／3以内
高等専門学校～大学等、専修学校（専門課程） 1／2以内
3. 工事内容
「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施するエレベータ、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事